

2008年2月4日

各 位

会 社 名 スミダコーポレーション株式会社
代 表 者 名 代表執行役 CEO 八 幡 滋 行
(コード 6817 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートオフィス 藤 縄 徹
オフィサー
(TEL. 03-3272-7801)

タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正通知にかかる 審査請求の結果のお知らせ

当社は、今般、国税不服審判所からタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正通知にかかる審査請求の裁決書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、2005年6月、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、東京国税局より2002年12月期から2003年12月期の2年間について当社の香港子会社の利益を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。(ご参考：2005年7月1日発表のプレスリリース『タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正通知の受領について』)

この更正通知処分を不服として、当社は、同年8月に国税不服審判所へ審査請求を行っていましたが、今般、同審判所より当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。

当社としては、本裁決は法的根拠を欠く不当なものであり、到底承服できるものではないと考えております。このため、裁決の内容につき外部専門家を含めて十分な検討を行った上で、更正処分の取消請求訴訟を提起する予定です。今後の進展等については、判明次第お知らせいたします。

なお、本件が当社の2007年度業績に与える影響はございません。

以上

(ご参考)

2005年7月1日

各 位

会 社 名 スミダコーポレーション株式会社
代表者名 代表執行役 CEO 八 幡 滋 行
(コード 6817 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートオフィ
ス オフィサー 合 澤 仁 志
(TEL. 03-3667-3382)

タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正通知の受領について

当社は、昨日、東京国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成14年12月期から平成15年12月期の2年間について当社の香港子会社の利益を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。更正された所得金額は約18億円で、追徴税額は地方税等を含め合計約7億円と試算されます。当社は繰越欠損金がありますので、これを取り崩すことで法人税等の納付については発生しない見込みです。

当社では海外現地法人の経営については地域に根ざしたローカライゼーション（現地化）を積極的に推進してきました。また、グローバルに事業活動を行っている企業として、CSR（企業の社会的責任）重視の観点から、海外現地法人や事業拠点を置く国や地域に対して、納税はもちろん、奨学金を支給するなど積極的に利益還元に努めてまいりました。その上で当社は海外現地法人から配当を受取り、日本でも適正な納税を行っております。

今回、当社香港子会社はいわゆるタックスヘイブン対策税制の適用対象会社になると指摘されました。当社の香港子会社は、香港政庁及び中国政府が積極的に推進する「委託加工方式」を1984年から採用しており、各国で公明正大に適正な申告を行ってきたと認識しております。

当社は今回の更正処分を不服と考えており、不服申し立てを行う予定であります。それとともに当局に対しても引き続き香港子会社の実態、並びに当社の考えをご理解頂けるよう努めてまいります。

なお、今期業績に与える影響につきましては、今後の不服申し立て審議の経過等を踏まえ、当社方針が確定次第プレスリリースする予定です。

以上